

第2回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和7年7月25日（金）

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午後2時00分

閉会時刻 午後3時08分

第2回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第5号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 19名

会長	杉	田	孝	行	君	会長代理	宮	城	与	四郎	君
1番	柴	崎	行	雄	君	2番	籠	宮	信	寿	君
3番	池	田	庄	司	君	4番	奈	良	晴	夫	君
5番	原		義	雄	君	6番	岸	田	一	男	君
7番	青	木		豊	君	8番	石	井	幸	宏	君
9番	大	澤	一	樹	君	10番	高	橋	七	海	君
11番	岡	田		武	君	12番	市	原	功	樹	君
13番	坂	巻	泰	子	君	14番	野	村	俊	岳	君
15番	早	野	公	夫	君	16番	長	谷	智	英	君
17番	野	口	和	幸	君						

欠席委員 なし

事務局

事務局長	田	中	智	也	副	主	幹	田	口	一	美
主任	松	田	知	也	兼	係	長	松	崎	宣	幸

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第2回農業委員会総会を始めます。

皆様、ご起立ください。ご一礼願います。ご着席ください。

それでは、本日は欠席の委員さんおりませんので、初めに、杉田会長よりご挨拶申し上げます。

会長、よろしくお願ひいたします。

○会長（杉田孝行君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（杉田孝行君） それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

日程の第3に入ります。

議事録署名委員でございますけれども、私のほうから指名させていただきますので、よろしくお願ひします。3番の池田委員さん、4番の奈良委員さん、よろしくお願ひします。

◎経過報告

○会長（杉田孝行君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長のほうからお願ひを申し上げます。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回6月25日の総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページを御覧ください。7月11日、埼玉県春日部農林振興センター主催による、令和7年度遊休農地及び市民農園担当者説明会がウェブにおいて開催され、田口副主幹が出席をいたしました。説明会の内容については御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。ただいま事務局長から今報告がありましたけれども、今月の経過報告について何か皆さんのはうからご質問ございますか。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） 2点ほど教えてもらいたいのです。所有者不明農地制度について、今後どうなっていくのか。

それから、JA出資型農業法人遊休農地再生・活用奨励事業についてというのは何を言っているのか。この2点ほどお願ひします。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 事務局の田口でございます。ただいまのご質問について順次ご回答いたします。

初めに、所有者不明農地制度についてでございますが、今回の研修は市の農政担当部門と農業委員会の職員向けの研修ということで、今回、私、4月1日から農業委員会に参りました関係で研修に参加させていただきました。まず、こちらの所有者不明農地制度についてでございますが、こちらは平成30年から始まっている制度ということで、こういう制度がありますよという制度の説明でございました。例えば農地、こここの農地を買いたい方がいて、その農地の所有者の方が不明の場合、農業委員会のほうで調査をいたしまして、分からぬ場合には公示を行う、その後、農地バンクを通じまして、県のほうに申請を行いまして、県の承認が下りましたら、農地バンクから担い手のほうへ貸すといったような制度でございます。

続きまして、JA出資型農業法人遊休農地再生・活用奨励事業についてでございます。こちらは、JAが行っております出資型農業法人の遊休農地の再生・活用奨励事業について、どういうところの法人がどういう活動を行っているかというご紹介でございました。久喜市のほうで言いますと、南彩農協のなんさいふあ一夢さんの活動などについ

てご紹介、ご説明があったという研修内容になっております。

○会長（杉田孝行君） 岸田委員さん、よろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） はい、ありがとうございました。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切りさせていただきます。

続いて、農業委員さんのほうから皆さん方に周知しておく事項がありましたら、ご報告お願ひします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。なしの声がありますので打ち切りさせていただきます。

○議案第1号

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、お願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 事務局の田口です。それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページを御覧ください。申請書番号251307番、譲受人は青毛在住の方、譲渡人は吉羽2丁目住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の田2筆、1,034平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を54アール耕作しており、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているところでございます。

続きまして、申請書番号251308番、譲受人は加須市在住の方となっております。こちらの案件につきましては、令和7年4月の総会にて、譲受人が農地を取得する要件を備えているかどうかについて審議していただいた案件であり、国税局による公売物件となるため、農地法施行規則の規定第10条第1項第1号により単独での申請となります。土地の表示につきましては、六万部地内の畠2筆、741平米でございます。権利の内容は、公売落札によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を11アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているところでございます。

続きまして、申請書番号252307番、譲受人は菖蒲町三箇在住の方、譲渡人はさいたま市北区在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田1筆、925平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び果樹を128アール耕作しており、取得後につきましてはブドウの作付を予定しているということでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。申請書番号252308番、譲受人は菖蒲町菖蒲在住の方、譲渡人は栃木県佐野市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畠2筆、359平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を24アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

岸田委員さん、お願いします。

○6番（岸田一男君） 議席番号6番、岸田一男でございます。現地調査の結果について報告いたします。今月の16日、それから本日の午前中、高橋委員、それぞれ現地を確認させていただきました。参考にお手元の「第2回総会資料」とありますけれども、この第1ページを開いてください。資料1、251307でございます。一番下に、青葉というのがありますけれども、これは久喜市立久喜東中学校です。この久喜市立久喜東中学校から、北に約400メートルほど行ったところに申請地はあります。この申請地の北側は葛西用水路が流れております。現地は、水稻、お米が作付してありました。それから、この辺一帯は畑と水稻とまばらであります。特に農村地帯、お米を作っているという状況です。申請者の農機具状況ですけれども、乗用トラクターを1台所有しているという状況でございました。これが最初の案件でございます。

続きまして、次のページ、資料2、251308を御覧ください。ここにつきましては、案内図にありますように、久喜市立清久小学校とありますけれども、この清久小学校から北に150メートルほど行った場所になります。現地は、畑で、スイカ等が作ってありました。この案件は、国による公売物件になります。

以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

続きまして、柴崎委員さん、お願いします。

○1番（柴崎行雄君） 菖蒲地区担当の柴崎でございます。21日に坂巻委員さんと現地調査を行いましたので、報告させていただきます。

申請書番号252307でございます。資料の3を御覧ください。左側のほうに、約1キロ先、ここの菖蒲支所があります。中央斜め右下に下がっていく道路がありますが、これが国道122号線でございます。長龍寺という大きなお寺から約400メートル下に、そこに斜線が引いてあるところですが、ここが対象の地になります。この斜線の引いてある左側、2マスあると思うのですが、3年ほど前に現地調査をしました。その際には、ここが田んぼだったのですが、3年後には立派なブドウ畑になっておりましたので、その経営拡大ということで、ここの斜線が対象となっております。特に現地に問題はありませんでした。

続きまして、申請書番号252308、資料4を御覧ください。もう中央の上のほうにモラージュ菖蒲という大きな建物、そして、その下にホームセンターモラージュ菖蒲というのであるので、おおよその場所が分かると思うのですが、それより約200メートル南に向かいまして、候補地の四角い場所があると思います。ここは、下側、住宅街なのですが、西側、北側ともに道路でありまして、特に周りに被害を及ぼすようなことはありません。なお、現地は、きれいにトラクターがかけられた後になっておりますので、野菜を作るということで問題はないかと思います。

以上、許可相当であるというふうに判断いたしました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいま岸田委員さん、柴崎委員さんからの調査報告についてご質問をお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） では、なしの声がありましたので、質問を打ち切りさせていただきます。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切りさせていただきます。

採決に入ります。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。全員をもって原案どおり可決決定いたします。

○議案第2号

○会長（杉田孝行君） それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について上程いたします。

田口係長、お願い申し上げます。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の8ページを御覧ください。申請書番号251401番、申請者は所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜地内の畠1筆、280平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用していたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものです。当該申請地については、以前から倉庫として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願い申し上げます。

岸田委員さん、お願いします。

○6番（岸田一男君） 同様に、「第2回総会資料」の資料5、251401を御覧いただきたいと思います。案内図の中央に清久小学校というのがあります。この清久小学校の西側に道路がありますが、ここを隔てて申請地となっております。この申請地の北側につきましては、宅地、それから、東側につきましては農地、このお宅の畠になっております。それから、南側につきましては、清久コミュニティセンターの駐車場、それと宅地になっています。それと、西側につきましては、道路になっておりました。この案件は線引き前、事務局から説明ありましたように、線引き前の昭和45年以前から宅地として利用されている追認案件になりますので、新たな工事は行わないということになっております。したがいまして、周辺に何の影響を及ぼすことはないということで現地を確認させていただきました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいま岸田委員さんからの調査報告についてご質問をお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がございますので、打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） それでは、ただいまの件について、なしの声がありますので、討論も打ち切りさせていただきます。

採決に入ります。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いしま

す。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第3号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の10ページを御覧ください。申請書番号253506番、譲受人は大阪府大阪市北区に本店を置き、建築工事の請負並びに企画、設計、施工等を行う法人、譲渡人は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畠2筆、1,994平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がりが10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、建築関係や不動産関係などの業務を営んでおりますが、設立当初から社会に貢献したいとの思いがあり、太陽光発電設備の設置を計画しました。太陽光発電設備の設置に当たり事業可能な用地を探していたところ、土地の所有者から了承を得られたことから今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、10ページから11ページを御覧ください。申請書番号254501番、譲受人はさいたま市大宮区に本店を置き、宅地建物取引業等を行う法人、譲渡人は八甫1丁目住の方ほか12名となっております。土地の表示につきましては、八甫及び鷺宮地内の畠7筆、田21筆、合計1万2,900.67平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がりが10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。周辺には公共施設や商業施設が点在していることから利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございまして、申請地に建売住宅を45棟販売する予定となっております。

続きまして、12ページを御覧ください。申請書番号254505番、譲受人は東京都西東京市に本店を置き、不動産売買等を行う法人、譲渡人は西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畠2筆、田1筆、合計940平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がりが10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。周辺には公共施設や商業施設が点在していることから、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございまして、申請地に建売住宅を2棟販売する予定となっております。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願い申し上げます。

○4番（奈良晴夫君） 4番の奈良晴夫でございます。先日21日現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号が253506、資料ナンバー6でございます。申請地は、高柳地区の宝聚寺というお寺から北東へ200メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側が駐車場、東側が陸田、南側が太陽光発電の施設でございます。西側が畠でございます。被害防除についてですが、雨水は宅地内浸透処理として周囲に土留めを設置し、土砂の流出を防止する計画となっておりますので、周辺農地へ被害を及ぼすことはないものと思われます。

以上のことから、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

○会長（杉田孝行君） 続きまして、宮城委員さん、お願いします。

○18番（宮城与四郎君） 18番、宮城です。7月20日に現地調査を行いましたので、結果をご報告申し上げます。

資料ナンバー7、254501の案件であります。本件につきましては、農地法の5条1項の規定による申請ということであります。現況を確認した結果、現況は田及び畠でありますけれども、現在は休耕地のようであります。市街化調整区域内に属しておりますと、申請の目的はご案内があったように45棟の建売住宅を建設ということであります。地図を見ていただきますと、かなり広範囲であります。右上の網かけのある部分、これは宝泉寺池というふうに呼ばれておりますが、ここから北へ100メートルほど行ったところでございます。右のところに八甫という大きな文字がありますが、その信号、八甫の信号であります。そこからちょうど左に新しい道路が現在造成中であります。現地の調査した結果、周囲の農地への影響はないというふうに判断をいたしますし、周囲をコンクリートブロックで設置をして被害防除を行うということでありますので、現地の状況及び申請内容等から許可相当というふうに判断をいたします。以上です。

続きまして、資料ナンバー8の254505であります。同じく7月20日に現地調査を行いました。地図を御覧いただきますと、左側のほうに鷺宮の中学校がございますが、ここを起点に東へ約200メートル行った水路沿いにある敷地でございます。水路とこの申請地の間には細い遊歩道がございます。現地は、整地済みであります。かなりよく整地されているというふうな印象でございます。現況は、登記上は畠及び田であります。市街化調整区域でございます。JRの東鷺宮駅から、あるいは東武線の駅まで車ですが、六、七分、それから、中学校と行政センターが徒歩で5分ないし9分程度ということでございまして、かなり利便性のよい地区だというふうに判断をいたします。隣接する農地等はございませんので、周辺の農地や作物への影響はないというふうに思料いたします。したがいまして、現地の状況、申請内容等から許可相当というふうに判断をさせていただきました。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいま奈良委員さん、宮城委員さんのほうからの調査報告についてご質問をお受けしたいと思います。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） 事務局に確認いたします。254501、約1.2ヘクタールだけの開発になっておりますけれども、これは汚水処理はどういうふうに処理するのでしょうか。お願いします。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎と申します。こちらは、市街化調整区域ではあるのですけれども、区域外流入ということで、公共下水道に接続する許可を取っております。

以上です。

○6番（岸田一男君） ありがとうございました。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） はい。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いしま

す。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第4号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第4号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第4号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の14ページを御覧ください。

初めに、久喜5番、14ページから15ページを御覧ください。設定を受ける農地は下早見及び所久喜地内の田17筆、1万6,189平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、久喜6番、15ページから16ページを御覧ください。設定を受ける農地は、六万部及び所久喜地内の田27筆、1万9,437平米でございまして、北青柳在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、久喜7番、16ページから17ページを御覧ください。設定を受ける農地は、上清久地内の田5筆、2,974平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲6番、設定を受ける農地は菖蒲町上栢間、菖蒲町小林、菖蒲町柴山枝郷及び菖蒲町下栢間地内の田14筆、1万4,061平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲7番、17ページから18ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町柴山枝郷及び菖蒲町上大崎地内の田8筆、6,052平米でございまして、菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、鷺宮2番、設定を受ける農地は中妻地内の田7筆、4,819平米でございまして、下清久在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第4号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案に対し、異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第5号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第5号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第5号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について、議案書の20ページ及び本日お配りした資料の中に、久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦及び応募状況というものがございますので、御覧ください。本日お配りした資料、久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦及び応募状況を用いて説明をさせていただきます。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律及び久喜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則におきまして、農業委員会が委嘱するとなっておりますことから、今回議案として上程させていただいたものでございます。御覧いただいております資料のとおり、久喜地区が7地区、菖蒲地区が11地区、栗橋地区が6地区、鷺宮地区が6地区ということで、全部で30地区ございます。氏名が太字のゴシック体で書かれている方がいらっしゃいますが、こちらは6月30日まで農地利用最適化推進委員を務められている方で推進委員を継続する方となります。明朝体で書かれている方は新規の方となります。

それでは、各地区の推薦及び応募状況についてご説明させていただきます。初めに、久喜地区でございます。久喜2から7地区については、それぞれ1名ずつの応募がございました。そのほかに久喜地区であればどこの地区でも構わないということで、前推進委員でもあります平林氏が応募されております。そこで、平林氏に久喜1地区をお願いいたしますと全ての地区が1名ずつということになります。

次に、菖蒲地区でございます。全11地区からそれぞれ1名ずつの応募または推薦がございました。

次に、栗橋地区でございます。全6地区からそれぞれ1名ずつの応募がございました。

最後に鷺宮地区でございます。全6地区からそれぞれ1名ずつの応募、または推薦がございました。

以上30名につきまして、農地利用最適化推進委員の欠格事項、農業委員会等に関する法律第18条第4項で規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、または禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者について該当の有無を調査したところ、該当する方はどなたもいらっしゃいませんでした。

各地区の推薦及び状況については、以上でございます。資料のとおりとさせていただきますと、全30地区が決まることがあります、この内容で問題がないかどうかご検討いただければと思います。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ご質問をお受けしたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、先ほど事務局から説明のあった方々を久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱したいと思いまが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって可決決定いたします。

○報告事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の22ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は3件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、24ページから25ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は4件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、27ページから28ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は3件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

最後に、30ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は4件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何かご質問がありましたら、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項について、その内容の説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 認定農業者を認定するに当たりましては、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございまして、今月は3件の申請が提出されております。

それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に、農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれているものが3点ございますが、右肩に数字の1と書かれているものを御覧ください。

江面在住の方で、現在の作付面積は140アール、今後は作付面積を拡大し、170アールまで拡大する計画です。目標とする営農類型は、稻作、果樹の複合経営でございます。高温に強い梨の生産や高付加価値化、妻が経営に参加するなど経営継承に関する取組、補助金を活用した農機具の導入などによる効率化などを目標にしております。新規の認定となりますますが、長年農業経営をしてきた実績があり、経営も安定していることから認定について支障のないものと考えております。

続きまして、右肩に数字の2と書かれているものを御覧ください。こちらは、栗橋在住の方で、現在の作付面積は317.8アール、今後は作付面積を拡大し、382アールまで拡大する計画です。目標とする営農類型は、稻作、雑穀の主穀単一経営でございます。自動操舵補助システムを導入するなど生産の効率化、高度化、スマート農業の推進、会計処理にパソコンソフトを活用するなど経営管理の合理化、中間管理機構を通じた経営規模拡大の検討などを目標にしております。新規の認定となりますますが、長年農業経営をしてきた実績があり、経営も安定していることから認定について支障のないものと考えております。

続きまして、右肩に数字の3と書かれているものを御覧ください。菖蒲町下柏間在住の方で、現在の作付面積は238アール、今後は作付面積を拡大し、553アールまで拡大する計画です。目標とする営農類型は、稻作、麦類作、露地野菜、

果樹類の複合経営でございます。家族経営協定を締結し、息子さんも農業経営に参加すること。二毛作による田畠の有効活用を図ること。経営生産能力の分析による生産効率の向上、機械設備の改善等による省力化などを目標にしております。新規の認定となります。長年農業経営をしてきた実績があり、経営も安定していること、また、息子さんも農業経営に参加することにより農地の拡大、作業の効率化も期待されることから、認定について支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいま説明がありました。何かご質問がありましたらお受けしたいと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された3件の農業経営改善計画につきましては、今後農業経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれることから、支障なしの意見を回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の举手をお願いします。

〔賛成者举手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。全員をもって支障なしの意見として決定いたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第9、農政問題に入ります。

せっかくの機会ですから、久喜市にはたくさんの農産物があるわけでございます。特に、特産である梨なり、イチゴ、キウイ、ほかに管内では水稻を中心とした麦、大豆、そば等が栽培されているわけでございます。一部では柿も栽培されておりますけれども、そのようなことでJAなり、また、スーパーということで、あらゆるものが飲食店等にも流れているのが状況でございます。あと、水稻については、早いところと遅いところで約1か月ぐらいの栽培の違いがあるということであるわけでございます。また、今回、久喜市でも地域計画ということで12地区が計画されて、市長のほうからもいろいろお話がありましたけれども、これから今後の各地で各委員さんもあらゆる農産物を栽培なりされると思いますけれども、ひとつそういう点では情報を共有したらどうかなということであるわけでございます。

また、農業の中には特に水稻なり、果樹というのは1期作ですから、農業経営上、失敗は許されないわけでございますと。近年、天候不順ということと同時に、今回、特に梨等は、これから、雨も降らないし、小玉傾向であろうと同時に、水稻においても枯れてしまったところもあるというふうなことを聞いておるわけでございます。また、野菜等については、病害虫もあるということであるわけでございますと、今後、これ今19名の委員のメンバーがおるわけでございますと、いろんな作物を作っていると思うのです。最後にその農政問題について、できたら二、三分ぐらいで結構ですから、いろんな水稻やっている方、果樹、野菜やっている方おると思うのですけれども、お話をできればと思うのですけれども。特に水稻では、早いところでは今月穂が出ているところもあるし、また、これから穂も出ると思う。あとは、梨も今月あたりからぼちぼち出てくるとは思うのです。大変勝手で恐縮なのですけれども、順番にそういう意見を聞いて情報交換したらどうかなと思うのですけれども、どうですか。それで、大変恐縮でございますけれども、一番早いところでは、水稻では池田さんが一番早いほうなので、ちょっとお話をいただければと思います。よろしくお願いします。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。私どもは、栗橋の島川地区というところなのですが、大体5月の連休が田植なのです。早い人では4月20日ぐらいから始めますけれども、あきたこまち辺りが早生で作り始めて、大体コシヒカリが中心、彩のきずななんかが作っているという状況になります。今の状況ですが、あきたこまちは、もう

出穂が終わりまして、ほとんど、もう穂としては垂れている状態。コシヒカリ、彩のきずな辺りが今月の20日ぐらいが出穂始まったかな。ちょうどカメムシの話がありますので、1割、2割ぐらい出てきたときに、第1回目カメムシ対策という形でカメムシの防除をしています。次は、8月の初め、1日、2日ぐらいでほとんど穂が出そろってしまうと思いますので、その段階で2回目の防除をするというような大体状況なのかなと。大分気温が高いものですから穗肥を大分くれている人が多いです。暑い中で大変なわけですけれども、穗肥をくれると、やっぱりシラタ米等々がなくなりますので、生産量も当然増えますけれども、品質という面で穗肥をくれているというような方が見受けられます。8月の終わりから9月の初めにかけて収穫というような状況で私どものほうでは今動いております。

こここのところ、うちのほうも水がなかなかちょっと回らないところもありますので、ちょっと昔ながらの水穴遊びをいろいろしながら、本当は夕方入れて水温を下げるというようなやり方が一番いいのでしょうかけれども、なかなか水が自由に使えないというところもありますて、朝から一生懸命水を奪い合っているといったらおかしいのですけれども、皆さん一生懸命になって湛水をしているという状況にございます。現状はそんなところでございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

続いて、梨がこれからすぐ出てくるわけですけれども、大澤さん、お願ひできますか。

○9番（大澤一樹君） 杉田会長が言うとおり、最近本当に全然雨が降っていないなくて、本当に今日なんかも一雨欲しいところなのですけれども、小玉傾向かって言われると結構個人差が大きいのかなとは思います。ただ、昨日から千葉の白井の青果場が青果スタートしたのですけれども、5キロで24玉が中心なので、だから、地域によったり、あと個人で大きいところもあるので、もう何とも言えないのですけれども、全体的には小玉傾向のかなと思っています。原因は、やはり梅雨時期の雨が少ないと、交配が4月中旬ぐらいにやるのですけれども、そこから満開の30日で梨の細胞数が決まるのですけれども、そこが結構低温だったというのと、あと5月の低温が2回ぐらい、かなり寒い日が、皆さん覚えていらっしゃると思うのですけれども、2回ぐらい低温が来たというのが原因のかなと思っております。でも、彩玉は非常に肥大が順調ということで。小玉傾向なのは幸水が特に目立つかなというところです。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。今後もこういう形で若干ご説明いただければ幸いかなと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

以上で私のほうを終わらさせていただきます。

○3番（池田庄司君） ちょっとよろしいですか。

○会長（杉田孝行君） はい。

○3番（池田庄司君） せっかく大澤さんのほうで梨のお話を聞きましたので、実はシャインマスカットを作っているのですが、ブドウなのですけれども、このところ気温が高くて西日が強くて焼けが落ちてしまうのです。梨というのは散水装置があるのかどうかと、あとは遮光を、要は西日対策というのが何かやっているのかどうか、ちょっとお伺いできればありがたいのです。

○9番（大澤一樹君） 梨なのですけれども、ダニも高温でかなり発生していまして、あと、やっぱり40度近い気温だと、かなり葉っぱがもう、幸水なんか、品種によるのですけれども、それ、もう葉っぱが焼けてしまって黒くなってしまっている状態になっています。私、ブドウ専業ではないのですけれども、ちょっとだけ作っていまして、傘みたいなのがあるのですよ。

○3番（池田庄司君） 遮光ネットを……

○9番（大澤一樹君） やっているのですね。

○3番（池田庄司君）かけたりはしていないのですか。

○9番（大澤一樹君）かけたりはしていないです。

○3番（池田庄司君）そうですか。

○9番（大澤一樹君）真っ白のもあるのですけれども、あれで遮光率が15%とか、20%下がるので、あれがついているところとついていないところで、ひょう被害、ひょう被害の被害も軽減できるのかなと思います。

○3番（池田庄司君）梨というのは散水するのですか。

○9番（大澤一樹君）散水する設備まで持っている人と持っていない人が、これは個人でいて、結構、大規模な人はついているところもあるのですけれども、ついているところのほうが少ないです。だから、農水から水引いてスプリンクラーでやっているとか、いろいろ工夫されています。

○3番（池田庄司君）水って必要なですか。やっぱり肥大するときに、当然固いところからやっぱりこうなるときに必要ですよね、水が。

○9番（大澤一樹君）そうですね。

○3番（池田庄司君）その水というのは、要は雨水で対応しているところもあるのですか。

○9番（大澤一樹君）雨水をためるということですか。

○3番（池田庄司君）お天気次第みたいな。

○9番（大澤一樹君）そうですね。ただ、多分久喜市全体、結構沖積土壌なので、例えば春日部とかみたいな火山灰、関東ローム層の土ではないので、地下水が結構高いのです。だから、意外とこんなに全然雨降っていなくても、ちょっと結構伸びていますよ、あの玉は。そういうので、結構やっぱり久喜は恵まれている土地なのかなと思います。

○3番（池田庄司君）ありがとうございます。

○会長（杉田孝行君）それでは、ただいま農政問題についてお話をしたわけですけれども、ここで打ち切りさせていただきます。

ほかにございますか。

○閉会の宣告 午後 3時08分

○会長（杉田孝行君）もし、ないようでしたら、以上をもちまして、議事の閉議を行いたいと、大変ご協力ありがとうございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和7年7月25日

久喜市農業委員会会長 杉 田 孝 行

署 名 委 員 池 田 庄 司

署 名 委 員 奈 良 晴 夫